

「関門航路周辺海域における土砂処分場計画」策定に係る連絡会

要綱(案)

(趣旨)

第1条 本要綱は、「関門航路周辺海域における土砂処分場計画(以下「計画」という。)」策定に係る連絡会について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 連絡会は、国土交通省九州地方整備局(以下「九州地方整備局」という。)が、「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」に沿って計画を策定する際に、関係する地方公共団体と連絡調整を図ることを目的とする。

(設置)

第3条 連絡会は、九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所長(以下「事務所長」という。)が設置する。

(所掌事務)

第4条 連絡会は、計画の検討にあたり、以下の事項について、連絡調整を行う。

- (1) 「計画検討手順」及び「住民参画」の進め方
- (2) 社会面、経済面、環境面等の様々な観点からみた地域特性

(組織)

第5条 連絡会は、福岡県、北九州市、行橋市、苅田町、九州地方整備局をもって構成する。

(運営等)

第6条 連絡会は事務所長が招集する。

2 連絡会には九州地方整備局の職員が出席することができる。

(情報公開)

第7条 会議は原則として公開する。

(事務局)

第8条 連絡会の事務局は、九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所とする。

(解散)

第9条 連絡会は、連絡会の目的が達成されたときに解散する。

(雑則)

第10条 本要綱および連絡会の運営等に関し必要な事項は、連絡会において定める。

附 則

本要綱は、平成22年3月29日から施行する。